

資料提供	
令和4年 9月 27日	
担当課	障害福祉課
担当者	中西・原田
電話	073-441-2537

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業所の指定取消し等について

### 1. 行政処分を受ける者

- (1) 事業者名  
株式会社ローゼス（和歌山県橋本市山田 348 番地の 1）  
代表取締役 松井 敬介
- (2) 事業所及び所在地  
ダリア（和歌山県橋本市市脇 5 丁目 5 -17）
- (3) サービスの種類  
共同生活援助
- (4) 指定年月日  
平成 30 年 9 月 1 日

### 2. 行政処分の内容

- (1) 処分の内容：県知事指定の取消し（令和 4 年 12 月 1 日）
- (2) 処分決定日：令和 4 年 9 月 27 日

### 3. 行政処分の理由

不正請求（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項第 5 号）

夜間支援等体制加算について、事業者は、令和 3 年 1 月 1 日から令和 3 年 8 月 31 日までの期間において、夜間支援員の勤務の実態が共同生活住居ごとに 1 名であったことを認識していたにもかかわらず、共同生活住居ごとに 2 名の勤務があったとして、故意に実態と異なる過度な訓練等給付費の請求を行っていた。

### 4. 県が算定した不正請求額

約 1,000 万円

※ 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条第 2 項に基づき、上記金額を返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を返還請求することができる。